

8月は子ども医療費助成受給券の更新月

子ども医療費助成制度

子ども医療費助成制度の対象となっているご家庭に、8月以降有効となる受給券を発送しました。

受給券が届かない場合は、所得の申告をされていない等の理由が考えられますので、子育て支援課まで問い合わせください。

子ども医療費助成制度は、市民の皆さんからの大切な税金で実施しています。今後も安定した制度運営を行うために、適正な受診にご理解とご協力をお願いします。

適正受診にご協力を

- ① 休日や夜間の受診は(緊急の場合)を除き(控えましょう)
- ② 重複受診は避けましょう
- ③ 薬のもらいすぎに注意しましょう
- ④ ジェネリック医薬品を上手に利用しましょう

夜間に急に子どもの具合が悪くなったとき、すぐに医療機関を受診された方がよいか迷ったときは、「子ども急病電話相談(井8000)」の利便性を考えてみましょう。看護師や小児科医から電話でアドバイスを受けられます。

※ダイヤル回線
043(242)9939

▼相談日時 毎日19時～翌午前6時まで

※緊急・重症の場合は迷わず「119」へ

同じ病気で複数の医療機関を受診すると、医療費が余分にかかるだけでなく、重複する検査や投薬によって、体に悪影響を与えてしまうなどの心配があります。信頼できるかかりつけ医を持ち、それぞれ



子ども医療費助成受給券

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、新薬と同じ効果のある処方薬で、新薬よりも低価格です。

子育て支援課児童家庭班
0475(70)0331

子育て支援保育講座を実施

ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターでは、子育てに関して援助を受けたい方(利用会員)と援助のできる方(提供会員)を、センターが仲介して会員同士で支えあう事業を行っています。

現在、センターでは、援助

のできる提供会員を募集しています。9月には、提供会員希望者および一般に向けた子育て支援保育講座を実施します。この講座は、近年の保育・子育て事情に関する内容となつておりますので、現在子育て中の方、祖父母世代の方もぜひ参加ください。

また、申し込み方法や講座の詳細は、市ホームページをご覧ください。

子育て支援課児童家庭班
0475(73)5711

令和元年度子育て支援保育講座

開講日時	会場	内容	講師
9月5日(休) 13時～15時 15時～17時	子育て支援館 遊戯室	開講式 第1章 保育の心	子育て支援課 職員 白里保育所 石井所長
		第8章 子どもの遊び	白里保育所 石井所長
9月10日(火) 13時～15時 15時～17時	子育て支援館 遊戯室	第2章 心の発達と保育者のかかわり	中学校スクールカウンセラー 佐瀬 雅子氏
		第3章 障がいのある子の預かりについて	児童発達支援事業所 「きりん幼児教室」 児童発達支援管理責任者 板倉あかね氏
9月12日(木) 13時～15時 15時～17時	子育て支援館 遊戯室	第5章 小児看護の基礎知識I	健康増進課 田中保健師 大久保保健師
		小児看護の基礎知識II	
9月17日(火) 13時～15時 15時～17時	子育て支援館 遊戯室	第4章 身体の発育と病気	健康増進課 宮崎主任保健師 川崎主任保健師
		第6章 事故による子どもの傷害	
9月19日(木) 13時～15時 15時～17時	子育て支援館 遊戯室	第7章 子どもの生活のケアと援助	私立みどりが丘保育園 中村園長
		第9章 子どもの栄養と食生活	健康増進課 佐藤管理栄養士 小川管理栄養士 増穂保育所 武川管理栄養士
9月24日(火) 13時～16時	子育て支援館 遊戯室	救急救命講習	南消防署員
9月26日(休) 13時～17時	子育て支援館 遊戯室	第10章 子育て支援サービスを提供するために 閉講式	ファミリー・サポート・センター 職員

白里地区コミュニティバス

「はまバス」の運行ルートを見直し

8月1日(予定)から、白里地区コミュニティバス「はまバス」のルートの一部を、次のとおり見直します。見直し内容は、市ホームページのほか、バスの車内、バス停留所等でお知らせします。

▶変更内容
・バス停①コスモス荘～②⑥白里海岸間の運行ルートを見直し(※太線部分)
なお、このルート変更による運行ダイヤの変更はありません。

企画政策課政策推進班
0475(70)0315
秋葉タクシー(有)
0120(915)580



児童扶養手当を受給されている方へ

児童扶養手当の受給者は毎年8月に現況届の提出が必要です。

対象者には、必要書類や提出期限等を通知しますので、必ず提出してください。また、相談も随時受け付けています。

◆児童扶養手当現況届の提出
児童扶養手当の受給者および扶養義務者の前年所得の状況と8月1日現在の児童の養育状況を確認するため、現況届の提出が必要です。

◆児童扶養手当の支払期
現在、手当を受給されている方および平成31年3月から6月末までに新たに認定を受けた方は、8月9日(金)に市から4か月分(平成31年4月分～令和元年7月分)が指定口座に振り込まれますので、児童扶養手当証書に記載の金融機関の口座にて確認ください。

子育て支援課児童家庭班
0475(70)0331

家庭児童相談室のご利用を

子どもや家族に関することなら、どんなことでも相談できます。困っていること、心配なことを一人で悩まずにお気軽に相談ください。

- ・子育てや子どものしつけに関すること
- ・ことばが遅い、発達が遅いなど、心身の発達や障害に関すること
- ・乱暴、友達と遊べない、落ち着きがないなど行動上の問題に関すること
- ・学習障害、不登校、いじめなど学校生活に関すること
- ・親子、夫婦、きょうだいなど、子どもにかかわる家族関係に関すること
- ・万引き、家出、飲酒、喫煙などの非行に関すること
- ・経済的問題や保育所など福祉制度に関すること

相談内容や個人の秘密は厳守します。電話や来室での相談、必要な場合は訪問による相談も行っています。

家庭児童相談室(子育て支援課内)
0475(70)0331

第3子以降に8万円を支給

出産祝金支給事業

支給対象児 第3子以降の子(出生により本市の住民基本台帳に記録された後、引き続き本市に住所を有する方)

▼支給対象者 支給対象児の父母で、次の要件を全て満たしている方

- ・支給対象児を養育していること
- ・本市に住所を有してから1年以上経過していること
- ・市税(国民健康保険税を含む)および保育料を完納していること

申請期限 支給対象児の出生の日から3か月以内

※本市に住所を有してから1年以上経過していない方は、1年が経過してから3か月以内に申請してください。

祝金の額 支給対象児1人につき8万円

申請に必要なもの 印かん、申請者の通帳ほか

申請先 子育て支援課または白里出張所

子育て支援課児童家庭班
0475(70)0331